# 　　　　　　　消防計画

　　年　　月　　日作成

統括防火・防災管理【該当・非該当】

第１　目的及びその適用範囲等

１　目的

この計画は、①　　　　　　　　　　　　　　　に基づき、②　　　　　　　　の防火・防災管理について必要な事項を定め、火災及びその他の災害の予防並びに火災、大規模地震その他の災害等からの人命の安全の確保、被害の軽減及び二次的災害の発生の防止を目的とする。

２　適用範囲

③この計画に定めた事項については、次の部分及び者に適用し、該当する者はこれを守らなければならない。

⑴　当該管理権原の及ぶ範囲は、②　　　　　　　　　　　　部分とする。

⑵　②　　　　　　　　に④勤務し、又は出入りする全ての者

⑶　②　　　　　の⑤防火・防災管理上必要な業務（以下「防火・防災管理業務」という。）の一部を受託している者（以下「受託者」という。）

３　防火・防災管理業務の一部委託について⑥【該当・非該当】

⑴　委託者からの指揮命令

　　受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防組織の統括管理者等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。

⑵　委託者への報告

　　受託者は、防火・防災管理業務の実施状況について、定期に防火・防災管理者に報告する。

⑶　防火・防災管理業務の委託状況

　　別表１「防火・防災管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。

⑷　防火・防災管理者は、業務把握のために受託者が実施する防火・防災管理業務について、別表２「防火・防災管理業務一部委託の契約書等の内容チェック表」に基づき、委託契約等の内容を確認する。

第２　災害想定

１　⑦震度６強程度の地震が発生した場合に予測される被害想定及び当該被害想定に基づく具体的な対策は、別表３のとおりとする。

２　防火・防災管理者は、１の被害想定及び具体的な対策に基づき、日常の防火・防災管理業務を行うとともに、従業員に対して防火・防災意識の向上及び震災時の活動技術の向上に努めなければならない。

第３　管理権原者及び防火・防災管理者の業務と権限

１　管理権原者

⑴　管理権原者は、　　　　とし、②　　　　　　　　の防火・防災管理業務について全ての責任を持つものとする。

⑵　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火・防災管理者として選任し、防火・防災管理業務を行わせなければならない。

⑶　管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合は、必要な指示を与えなければならない。

⑷　管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備並びに避難施設等及び消防用設備等及び特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備、欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

⑸　管理権原者は、消防法第８条の２の５の規定に基づき自衛消防組織を設置し、自衛消防活動の全てに責任を持つものとする。

⑹　⑧管理権原者は、統括防火・防災管理者が全体についての防火・防災管理上必要な業務を適正に遂行できるように協力する。

⑺　管理権原者は、②　　　　　全体の防火・防災上の安全性を高めるとともに⑨
　　　　　　　　　　　　に参加する。

２　防火・防災管理者

　⑩　防火・防災管理者は、　　　　とし、次の業務を行う。

⑴　消防計画の作成及び変更

⑵　消火、通報及び避難訓練の実施

⑶　自衛消防組織の運用

⑷　防火・防災管理上の自主検査の実施と監督

　次の項目を実施し、不備、欠陥箇所がある場合は、速やかに改修する。

ア　建物　　　　　　　　⑪

イ　防火施設　　　　　　⑫

ウ　避難施設等　　　　　⑬

エ　消防用設備等　　　　⑭

オ　電気設備　　　　　　⑮

カ　危険物施設　　　　　⑯

キ　火気使用設備器具等　⑰

⑸　防火対象物の法定点検の立ち会い及び当該結果の統括防火・防災管理者への報告

⑹　消防用設備等の法定点検の立ち会い及び当該結果の統括防火・防災管理者への報告

⑺　避難施設等の定期調査の立ち会い及び当該結果の統括防火・防災管理者への報告

⑻　改装工事など工事中の立ち会い及び安全対策の策定並びに当該工事に伴う工事中の消防計画の作成及び届出

⑼　火気の使用、取扱いの指導及び監督

⑽　収容人員の適正管理

⑾　全従業員等に対する防火・防災教育の実施

⑿　防火・防災管理業務に従事する者（防火・防災担当責任者、火元責任者等）に対する指導及び監督

⒀　管理権原者への報告及び提案

⒁　その他防火・防災管理業務推進上必要な事項

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

⒂　⑱統括防火・防災管理者への報告

ア　防火・防災管理者を選任又は解任したとき

イ　消防計画を作成又は変更したとき

ウ　防火対象物の法定点検を実施したとき

エ　消防用設備等の法定点検を実施したとき

オ　避難施設等の定期調査を実施したとき

カ　用途及び設備を変更したとき

キ　改装工事を行うとき

ク　大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵若しくは取り扱うとき

ケ　臨時に火気を使用するとき

コ　火気使用設備器具等の新設又は改修を行うとき

サ　消防計画に規定する消防機関への報告又は届出を行うとき

シ　防火・防災上の建物構造の不備及び消防用設備等の不備・欠陥が発見されたとき又は改修したとき

ス　防火・防災管理業務の一部を委託したとき又は委託内容を変更したとき

セ　催し物を開催するとき

ソ　消防訓練を実施するとき

タ　自衛消防組織に関する内容を変更するとき

チ　統括防火・防災管理者から指示、命令された事項

ツ　その他防火・防災管理上必要な事項

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

３　⑲自衛消防組織の設置と管理権原者の責務

⑴　管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織を設置し、その運営に当たる。

⑵　管理権原者は、全体についての消防計画を遵守する。

⑶　管理権原者は、共同して統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させるものとする。

４　⑳防火・防災管理委員会

⑴　防火・防災管理業務を適正に遂行し、また、第12の規定による着実な計画の見直しを行うために、次により防火・防災管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

⑵　㉑委員会の構成は、別表４のとおりとする。

⑶　㉒委員会は、　月及び　月に開催し、次の場合は、臨時に開催するものとする。

ア　社会的反響の大きな災害が発生したとき

イ　類似した防火対象物からの火災その他の災害が発生したとき

ウ　消防訓練の検証結果から計画の見直しが必要と認められたとき

エ　防火・防災管理者及び火元責任者等からの報告又は提案により必要と認めたとき

⑷　㉒審議事項

ア　廊下、階段、避難口、防火区画、防火設備その他の避難施設の維持管理に関すること。

イ　消防用設備等の維持管理に関すること。

ウ　自衛消防組織の編成並びに資器材及び装備に関すること。

エ　消防訓練に関すること。

オ　従業員の教育に関すること。

カ　その他防火・防災管理上必要な事項

５　⑨自衛消防組織連絡協議会

⑴　⑨　　　　　　　　　　　　　　　の設置及び運営は、全体についての消防計画に定める。

⑵　自衛消防組織の統括管理者の選任及び責務は、全体についての消防計画に定めた内容による。

第４　消防機関との連絡等

１　消防機関へ届出又は連絡する事項

㉓消防機関へ届出又は連絡する事項は、別表５のとおりとする。

２　㉔防火・防災管理維持台帳の作成、整備及び保管

⑴　管理権原者は、消防機関に届出又は連絡した書類及び防火・防災管理業務の遂行に必要な書類等を本消防計画とともに取りまとめて、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

⑵　転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に受け渡すものとする。

第５　予防的活動

１　予防的活動の組織及び業務内容

⑴　㉕予防的活動の組織及び業務内容は、別表６のとおりとする。

⑵　防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。

ア　担当区域内の火元責任者に対する指導及び監督

イ　防火・防災管理者の補佐

⑶　火元責任者は、次の業務を行う。

ア　別表７「自主検査チェック表（日常）火気管理関係」及び別表８「自主検査チェック表（日常）閉鎖障害関係」に基づく担当区域内の消防用設備等、火気使用設備器具等、電気設備、危険物施設等の日常の維持管理と防火・防災管理者への報告

イ　担当区域内のオフィス家具及び火気使用設備器具等の転倒・落下・移動防止対策の維持管理と防火・防災管理者への報告

ウ　防火・防災担当責任者の補佐

２　自主的に行う検査及び点検

⑴　火災予防上の自主検査

　㉖自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア　日常的に行う検査は、別表７「自主検査チェック表（日常）火気管理関係」及び別表８「自主検査チェック表（日常）閉鎖障害関係」に基づき、各担当区域の火元責任者が次の時期に実施する。

(ア)　火気関係は、

(イ)　防火戸等の閉鎖障害は、

イ　定期的に行う検査は、別表９「自主検査チェック表（定期）」に基づき、各担当区域の火元責任者が、　月及び　月の年２回行う。

ウ　その他

(ア)　防火・防災管理者は、定期的にア及びイの自主検査の状況を確認する。

(イ)　防火・防災管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても確認する。

⑵　消防用設備等の自主点検

消防用設備等は、法定点検のほか、別表10「消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、防火・防災担当責任者が、　月及び　月の年２回行う。

⑶　防火対象物定期点検、防災管理対象物定期点検及び消防用設備等の法定点検並びに防火・避難施設の定期調査

ア　防火対象物定期点検及び防災管理対象物定期点検は、㉗　　　　　　　　　　　　　　行う。

イ　消防用設備等の法定点検は、㉗　　　　　　　　　に委託して別表11により行う。

ウ　建築基準法に定める防火・避難施設の定期調査を行い、建物の維持管理に努める。

エ　防火・防災管理者は、ア、イの点検実施時及びウの定期調査に立ち会うものとする。

⑷　報告等

ア　自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥を発見した場合には、速やかに防火・防災管理者に報告する。

イ　防火・防災管理者は、アの報告内容で不備・欠陥事項を認めた場合は、速やかに管理権原者に報告するとともに改修しなければならない。

ウ　防火・防災管理者は、イの改修及び予算措置に時間を要する場合は、管理権原者の指示を受けて改修計画を策定するとともに当該計画に基づき確実に改修をしなければならない。

⑸　その他

所有者が行う建物及び共用部分の避難施設等、消防用設備等の点検及び検査の際、必要と認める場合は、立入りを認めるとともに当該点検及び検査に協力しなければならない。

３　休日・夜間の防火・防災管理

㉘休日・夜間に在館者がいる場合、休日・夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全確保に努める。

４　㉙工事中の防火・防災管理

⑴　防火・防災管理者が行うべき事項

ア　防火・防災管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定する。

イ　次の工事を行う場合は、工事中の消防計画を作成し、　　　　　　へ届け出る。

(ア)　増築等で建築基準法第７条の６及び第18条第38項に基づき、特定行政庁に仮使用申請したとき

(イ)　消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該機器を停止させるとき、又は機能に著しく影響を及ぼすとき

⑵　工事関係者の遵守事項

防火・防災管理者は、工事関係者に対して次の事項を周知し、遵守させる。

ア　溶接、溶断などの火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。

イ　工事関係者は、防火・防災管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等は行わないこと。

ウ　工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定して、工事の進捗状況等について定期に防火・防災管理者に報告すること。

エ　危険物又は大量の可燃物を持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者の承認を受けること。

オ　放火を防止するため、資器材等を整理整頓すること。

カ　工事用資器材の転倒・落下・移動防止対策を行うこと。

５　火災予防上必要な事項

㉚防火・防災管理業務のうち、火災予防上特に必要な次の事項について厳守するものとする。

⑴　㉛避難施設等の管理

ア　階段等への出入り口に設けられている自動閉鎖式の防火戸を妨げるように物品等が置かれている場合には、直ちに除去する。

イ　防火シャッターの降下位置又はその近くに物品が置かれている場合には、直ちに除去する。

ウ　ア及びイにおいて物品を容易に除去できない場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。

エ　防火戸、防火シャッターの閉鎖の範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。

⑵　火気管理等

ア　喫煙管理について、常に注意し、火気使用設備器具等の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸い殻の点検を行う。

イ　喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は厳禁とする。

ウ　火気使用設備器具等は、使用する前後に点検を行い、安全を確認後に使用する。

エ　燃焼器具等を使用する場合は、器具周辺等を整理整頓するとともに可燃物に接近して使用しない。

オ　危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

カ　㉜その他

・　客席内における観客等の喫煙制止について、万全を図る。（劇場等）

・　吸い殻の回収は、一定時間ごとに行い、他のごみと分別処理する。（遊技場等）

・　厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルターなどは定期的に清掃する。（飲食店、ホテル等）

・　調理担当者は、火気使用中は、絶対に持ち場を離れない。（同上）

・　玉洗い場で使用した油ぼろ等は、他のごみと一緒にしない。（パチンコ店、工場等）

⑶　火気の使用制限

㉝防火・防災管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

ア　喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定

イ　火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定

ウ　危険物の貯蔵又は取扱場所の指定

エ　工事等の火気使用の禁止又は制限

オ　その他必要と認める事項

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

⑷　放火防止対策

ア　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

ウ　建物内外の整理整頓を行う。

エ　トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

オ　火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

カ　㉞その他

・　警備員による巡回は、定期的又は必要に応じて行う。

・　裏口から出入りする者のチェックを行う。（百貨店、病院等）

・　始業時に従業員等に対して、放火防止の教育を行う。（遊技場、飲食店等）

・　劇場又はレジに消火器を増設する。（飲食店等）

・　保安室において、モニターテレビによる監視体制を強化する。（百貨店等）

・　園児の手の届くところにマッチ、ライター等を置かない。（幼稚園等）

⑸　収容人員の管理

ア　防火・防災管理者は、事業所内の収容能力を把握し、過剰な人員の入店が行われないように従業員等に徹底する。

イ　防火・防災管理者は、事業所内での催し物等により、共用部分等において混雑等が予想される場合には、あらかじめ入場制限を行うとともに避難経路の確保及び避難誘導員の配置等を行う。

ウ　㉟その他

・　出入り口その他見やすい場所に定員を記載した表示板を設けるとともに、入場者数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げる。（劇場等）

・　客席内の避難通路に観客等を収容しない。（劇場等）

・　催し物の開催やバーゲンセール会場などの開設に伴い、混雑が予想されるときは、入場規制を行うとともに、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置を取る。（百貨店等）

・　各階の宿泊室及び宴会場の使用状況等を把握し、従業員等に周知徹底する。（ホテル等）

・　重症患者、高齢者、乳幼児等、自力避難が困難な者は、低層階に収容する。（病院、高齢者施設、保育施設等）

・　入院時等のチェックを励行し、患者数や入所者数を棟ごとに常時把握する。（病院、高齢者施設等）

・　長期療養者等は外泊等が行われるので、外出許可証等により人員を確認する。（病院等）

・　通園する園児の人員をチェックし、事務室の掲示板に記入して収容人員を常時把握する。（幼稚園等）

・　集会場・会議室等に多数の人員を収容する場合は、避難誘導員の配置と必要に応じた入室の制限を行う。（事務所等）

⑹　その他防火・防災管理者が行うべき事項

ア　避難経路図を作成し、　　　　　　　　　　に掲示する。

イ　その他

(ア)　条例等の基準に従い、客室及び避難通路を管理する。

(イ)　催し物開催時

　　　催し物開催時に防火・防災管理者が行うべき事項は、別記１のとおりとする。

６　日常の地震対策

⑴　㊱地震対策の実施責任者は、防火・防災管理者とする。

⑵　建物、設備等の耐震診断

ア　防火・防災管理者は、建物及び付属設備等の耐震診断を行い、安全性を確認するとともに当該結果に不備等が認められた場合には、速やかに管理権原者に報告し、改修する措置をとる。

イ　管理権原者は、建物及び消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合には、速やかに改修する。

⑶　㊲オフィス家具、収容物等の転倒・落下・移動防止措置

ア　防火・防災管理者は、事務室内、避難施設等、出入り口等のオフィス家具等の設置状況及び収容物等の収納状況を確認し、適切な転倒・落下・移動防止措置を行う。

イ　防火・防災担当責任者及び火元責任者は、２、⑴の自主検査等に合わせて収容物等の転倒・落下・移動防止措置が適切に行われていることを確認し、行われていない場合には、必要な措置を講じるものとする。

⑷　地域防災計画及び事業所防災計画等との整合性

ア　防火・防災管理者は、　　　　　　が作成・公表する地域防災計画、地震等の被害予測、防災マップ等を定期的に確認し、本計画との整合に努めなければならない。

イ　防火・防災管理者は、本計画に基づく緊急時の応急対策が的確に講じられるように事業継続計画（ＢＣＰ）との調整を図らなければならない。

ウ　管理権原者は、隣接建物等との応援協定を結ぶなど、防火対象物が存する地域の安全確保に努めなければならない。

⑸　非常用物品の確保

非常用物品の確保は､次により行う。

ア　管理権原者は、地震その他の災害等に備えて非常用物品等３日分を目処に別表12のとおり確保する。

イ　防火・防災管理者は、自ら又は防火・防災担当責任者に非常用物品等の点検整備を実施し、又は実施させるものとする。

ウ　イの点検は、地域の防災訓練参加時又は地震を想定した消防訓練実施時に行う。

⑹　緊急地震速報

管理権原者は、緊急地震速報を活用するために必要な資器材を設置するとともにその活用による具体的な行動について従業員等に周知徹底するものとする。

第６　自衛消防活動

１　自衛消防組織の編成

㊳管理権原者は、火災、地震その他の災害等の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者等の避難誘導その他の災害による被害の軽減のための必要な業務を行うため、別表13の自衛消防組織を置く。

⑴　㊴自衛消防組織には、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成する。

ア　統括管理者は、②　　　　　　所有者の②　　　　　　　　の自衛消防業務講習修了者がその任に当たる。

イ　統括管理者は、その任務を代行する者（以下「統括管理代行者」という。）を定める。

⑵　本部隊に班を置く。

ア　本部隊に置く班は、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班とし、各班に班長を置く。

イ　アの班長には、自衛消防業務講習修了者を充てる。

ウ　本部隊の活動拠点は、㊵　　　　　　　　　　　とし、防災センター勤務員を本部隊の各班に配置する。

⑶　地区隊に、地区隊長及び班を置く。

地区隊に置く班は、通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班とする。

⑷　自衛消防組織の主たる任務は、別表14のとおりとする。

２　自衛消防組織の運用体制

⑴　㊶統括管理者は、管理権原者の命を受け、組織が有効に機能するように自衛消防活動を統括管理する。

ア　統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令の一切の権限を有する。

イ　統括管理者は、各地区隊長との連携を密にし、昼夜又は営業時間内外を問わず、必要な体制が確保できるよう努める。

ウ　統括管理者は、防災センターと自衛消防組織との連携を図るため、指揮命令系統を明確にし、情報伝達の体系を構築する。

エ　統括管理者は、消防隊への必要な情報提供等を行い、消防隊との連携を図る。

⑵　地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに、統括管理者へ報告及び連絡を密に行わなければならない。

⑶　管理権原者は、統括管理代行者に対し、⑴の統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令等の権限を付与する。

⑷　防火・防災管理者は、自衛消防組織の勤務態勢の変動に合わせ、編成替えを行うとともに当該編成の周知徹底を図らなければならない。

⑸　防火・防災管理者は、災害等対応のため必要な従業員の連絡網及び参集計画を別に定める。

⑹　統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では対応が困難と認められる場合には、本部隊又は地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの運用を行う。

⑺　営業時間外に災害等が発生した場合には、消防機関に通報後、在館者が必要な初動措置を行うとともに管理権原者、防火・防災管理者及び統括管理者に連絡し、それらの指示、命令の下に活動を行う。

３　自衛消防組織の装備

㊷管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を準備するとともに維持管理に努めなければならない。

⑴　自衛消防組織の装備品は、別表15のとおりとする。

⑵　自衛消防組織の装備品は、防災センターに常時使用可能な状態で保管し、定期的に点検を行い、当該結果を記録する。

４　自衛消防組織の指揮命令系統

㊸管理権原者は、災害発生の報告を受けた場合は、次により統括管理者に指揮に当たらせる。

⑴　防災センターに自衛消防隊本部の設置

⑵　収集情報及び地区隊長からの報告に基づく自衛消防活動の開始時期の決定

⑶　消防機関到着後の自衛消防組織の活動状況及び災害状況の報告並びに消防機関の指揮下での活動

⑷　自衛消防業務の一部委託等による派遣員への本部隊又は地区隊での活動の指示

５　㊹地下街等で接続された場合における災害時の避難対策★

⑴　防火・防災管理者は、災害発生時における在館者の避難を原則として当該事業所が存する建築物等で完結できるようあらかじめ避難経路図を定め、避難誘導を行う。

ア　避難経路図は、㊺　　　　　　　　　　　　に掲出する。

イ　避難誘導は、第７、８、(3)の避難誘導に基づき行う。

⑵　防火・防災管理者は、災害の規模等により、当該事業所が存する建築物等のみでの避難が困難と思われる場合は、当該事業所内の在館者の全部又は一部をあらかじめ定めた地下街等の接続部を活用した避難経路に基づき避難誘導を行うとともに地下街等で接続された他の建築物等への連絡を行う。

ア　避難経路図は、㊺　　　　　　　　　　　　に掲出する。

イ　避難誘導は、地下街等の接続部の案内に留意して第７、８、⑶の避難誘導に基づき行う。

６　休日・夜間の対応

緊急連絡先ＴＥＬ　　　　　　　　　　　　　　　氏名

⑴　休日・夜間に在館者がいる場合

休日・夜間の防火・防災管理体制については、別表16のとおりとする。

⑵　休日・夜間における自衛消防活動

休日・夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる全ての者で次の初動措置を行う。

ア　通報連絡

火災が発生したときは、直ちに119番通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに別記２の緊急連絡網により関係者に速やかに連絡する。

イ　初期消火

全員が協力して、　　　　　　　　　　　を有効に活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッターの閉鎖を行う。

ウ　避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、　　　　　　　　　　　　　　を使用して火災を知らせ、避難方向を指示する。

エ　消防隊への情報提供

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所へ誘導する。

オ　その他

休日・夜間の自衛消防活動上の任務は、別に定める。

⑶　休日・夜間に無人となる場合

　　　　から火災発生等の連絡を受けた場合は、防火・防災管理者は、直ちに現場に駆け付ける。

第７　地震発生時の活動

１　㊹初期対応

⑴　身体防護及び活動開始

ア　㊺揺れが収まるまでは身の安全を第一とし、揺れが収まった後に直ちに活動を開始する。

イ　統括管理者は、在館者の安全確保のため、揺れが収まった後直ちに次の内容を放送する。

(ア)　エレベーター及びエスカレーターの使用禁止

(イ)　転倒・落下・移動してきた物からの身体防護

(ウ)　屋外への飛び出し禁止

(エ)　二次災害発生防止のための建物、火気使用設備器具等、危険物施設の点検の実施

ウ　火気使用設備器具等の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れが収まったあとに、電源及び燃料弁を遮断する。

⑵　情報収集

ア　情報は、災害活動拠点の防災センターに一元化して収集する。

イ　防災センター勤務員は、建物図面等を速やかに準備する。

ウ　防災センター勤務員は、気象庁の地震情報、津波情報の情報を収集する。

エ　防災センター勤務員は、総合操作盤、館内テレビモニター、管内巡視員等から情報を収集する。

⑶　自衛消防本部の設置

防火・防災管理者は、一定震度以上の地震が発生したとき又は被害発生が予測される揺れを感じたときは、管理権原者の指示を待たずに防災センターに自衛消防本部を設置し、活動を開始する。

⑷　防災センター機器障害発生時の対応

防災センターの総合操作盤等に障害が発生し、情報収集が困難となった場合には、速やかに通報連絡員を増員し、館内を巡回させ、情報収集を行う。

⑸　情報の提供

ア　㊻防災センター勤務員は、揺れが収まった後、速やかに館内放送を行い、在館者の不安感の除去に努めるとともに負傷者の発生状況及び館内の被害状況の提供を呼び掛ける。

イ　防災センター勤務員は、館内の被害状況を逐次提供するとともに余震等に対する注意喚起を行う。

⑹　通報及び連絡

ア　消防機関への通報

㊼火災並びに要救助者及び負傷者が発生した場合の消防機関への通報は、統括管理者の指示に基づき、通報連絡班班長又は統括管理者が指名した者が行う。

イ　関係者への連絡

㊽統括管理者は、別記２の緊急連絡網により、関係者及び関係機関への連絡を行う。

２　㊾緊急地震速報の活用

⑴　防災センター勤務員は、ラジオやテレビの受信体制の確保に努める。

⑵　緊急地震速報を受信した場合は、避難口等の防火戸の電気錠を解錠し、避難路を確保する。

⑶　緊急地震速報を受信した場合は、統括管理者の指示に基づき、別記３の放送文例で館内一斉放送を行う。

⑷　火元責任者等は、火気使用設備器具等の電源及び燃料弁を遮断する。

⑸　統括管理者及び地区隊長は、緊急地震速報受信時の対応マニュアルを別に作成し、これに基づく訓練を実施する。

３　㊿被害状況の確認及び伝達

⑴　統括管理者は、次により被害状況の早期把握に努める。

ア　総合操作盤、自動火災報知設備、監視カメラ、各設備モニター、従業員等からの報告

イ　各地区隊長からの担当区域における被害及び活動状況の報告

ウ　地震発生直後の情報収集は、負傷者、閉じ込め者の発生状況、火災等の二次災害の発生の有無、建物構造等の損壊情報を優先とする。

エ　自動火災報知設備の受信機又は副受信機で火災表示灯が点灯している場合は、警戒区域一覧表と照合して、直ちに感知器発報場所に駆け付け、火災発生の有無を確認する。

オ　エの確認は、原則として階段を使用する。

カ　ウの情報に対応する優先順位は、人命安全、避難手段の確保及び機能維持とする。

⑵　被害状況等の伝達

ア　統括管理者は、地区隊長に対し建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化及び在館者の不安解消に努める。

イ　統括管理者は、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の運行状況及び二次災害に備えた正確な情報の把握に努め、必要に応じて在館者に伝達する。

４　区画の形成

統括管理者は、被害の拡大防止を図るため、次により区画を形成する。

⑴　防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等を閉鎖する。

⑵　火災が発生した場合は、出火階の防火戸及び防火シャッターは優先して閉鎖する。

⑶　空調設備は、原則として停止する。

５　救出救護

⑴　救出救護の原則

ア　損壊建物等の下敷きとなっている者の救出活動は、同時に火災が発生している場合には、原則として火災制圧後に行う。

イ　救出の優先順位は、人命の危険が切迫している者を優先とするが、多数の要救助者が発生している場合には、救出作業が容易な者を優先とする。

⑵　二次災害の防止

ア　要救助者及び救出作業実施者の安全確保のため、監視員を配置し、二次災害の防止に努める。

イ　救出作業現場には、消火器や水バケツを用意する。

ウ　救出作業でチェーンソーやエンジンカッター等を使用する場合は、取扱いを熟知した者が行い、事故防止に努める。

⑶　応援要請

ア　地区隊長は、救出活動に際し必要と認める場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の者に協力を求める。

イ　事業所の装備品が不足する場合には、周辺事業所に貸し出しを要請する。

ウ　事業所での救出活動が困難と判断した場合には、直ちに統括管理者に連絡し、消防機関への通報を依頼する。

⑷　応急救護所の設置及び搬送

ア　本部隊の応急救護班は、大きな揺れが収まった後、自衛消防本部隣接の　　に直ちに応急救護所を設置する。

イ　応急救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに緊急を要する場合は、地域防災計画に定められた救護所又は医療機関に搬送する。

ウ　救護活動に当たっては、救出場所、時間、程度等を記入した傷病者カードを活用する。

エ　消防機関による搬送が困難である場合は、搬送手段及び経路を選定し､早期の搬送に努める。

６　エレベーター停止への対応

⑴　初期対応

ア　本部隊は、地震の揺れが収まった後、速やかにインターホンで各エレベーターに呼び掛けを行い、閉じ込め者の有無を確認する。

イ　閉じ込め者が発生した場合は、直ちにエレベーター管理会社の緊急連絡先に通報する。

ウ　閉じ込め者の発生したエレベーターの停止位置を確認し、インターホンを活用して閉じ込め者に対する呼び掛けを行うとともに救出に関する情報を伝達する。

エ　エレベーター管理会社の到着が遅れると見込まれる場合で、エレベーター管理会社の閉じ込め者発生時の救出訓練等に参加し救出技術を習得している者がいる場合は、速やかに救出活動を行う。

オ　エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーター停止位置及び閉じ込め者の状況を伝達し、係員を現場に誘導する。

⑵　復旧

地震動により停止したエレベーターは、地震の強弱にかかわらず安全確認が行われるまでは使用禁止を徹底する。

⑶　報告等

ア　従業員等がエレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンで防災センターに連絡し、閉じ込め者の数及び負傷者の有無を報告する。

イ　エレベーターの閉じ込めの発生を確認した者は、速やかに防災センターに報告する。

⑷　救出技術の向上

ア　統括管理者は、エレベーター管理会社が行う閉じ込め者発生時の救出訓練等に本部隊員等を参加させ、救出技術の向上を図る。

イ　統括管理者は、別に定める地震発生時のエレベーター対応マニュアルに基づき訓練を実施し、本部隊員等の活動能力の向上を図る。

７　地震による出火防止

⑴　出火防止の徹底

地震による火災は、同時多発するとともに消防用設備等の損壊等による機能低下の対応、また、消防隊の迅速な駆け付けが困難となることから次により出火防止を徹底する。

ア　火気使用設備器具等の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れが収まったときには、電源の遮断及び燃料弁の閉鎖を行う。

イ　火元責任者及びボイラー等の火気使用設備器具等の担当者は、燃料の自動停止装置の作動確認及び弁の閉鎖を行う。

⑵　火災の早期発見

各地区隊長は、担当区域内の出火危険箇所に初期消火班を派遣し、早期発見に当たらせる。

８　火災発生時の対応

⑴　通報・連絡

ア　火災が発生したときには、火災を発見した者又は地区隊の通報連絡班は、119番通報及び防災センターへ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。

イ　統括管理者は、アの通報を受け、119番通報が行われていない場合には、本部隊の通報連絡班又は防災センター勤務員に、119番通報させるとともに、放送設備により地区隊の活動を指示する。

ウ　ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

エ　管理権原者、統括防火・防災管理者、統括管理者その他連絡をする必要がある者が不在のときは、別記２の緊急連絡網により連絡する。

【自動火災報知設備と放送設備が連動の場合】

(ア)　自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、本部隊の初期消火班は、消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。

(イ)　現場に急行した本部隊の初期消火班は、非常電話等により状況を連絡する。

(ウ)　本部隊の通報連絡班又は防災センター勤務員は、現場から火災である旨の連絡を受けた場合には、直ちに119番通報を行う。

(エ)　本部隊の通報連絡班又は防災センター勤務員は、火災の状況によって非常放送設備を手動に切り替え、必要な事項を放送する。

(オ)　在館者の混乱を防ぐため、本部隊及び地区隊の構成員のみにわかる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送のあとに放送設備を手動で起動させ、別記４の放送文例により放送する。

⑵　初期消火

ア　本部隊の初期消火班は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ　地区隊の初期消火班は、近くにある消火器及び屋内消火栓設備を用いて消火する。

⑶　避難誘導

ア　地区隊の避難誘導班は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ　放送設備、携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

ウ　避難方向が分かりにくいときは曲がり角などに誘導員が立って誘導する。

エ　地区隊の避難誘導班は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、統括管理者に報告する。

オ　エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

⑷　安全防護

ア　逃げ遅れた者がいないことを確認後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

イ　空調設備及び常用エレベーターの使用は禁止する。

９　避難施設及び建物損壊への対応

⑴　避難経路の選定及び確保

ア　統括管理者は、総合操作盤、館内テレビモニター等からの情報並びに本部隊通報連絡班及び地区隊長からの被害状況から総合的に判断して安全な避難経路の選定を行う。

イ　地区隊長は、揺れが収まった後、通報連絡班に担当区域内の避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッター等の開閉状況を確認させ、安全な避難経路を選定するとともに統括管理者に報告する。

ウ　統括管理者は、防火戸、防火シャッター等の開閉等の機能障害を把握した場合には、速やかに代替の避難経路を地区隊長に指示する。

エ　火災が拡大し、消火困難となった場合は、要避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッター等を閉鎖し、延焼防止を図る。

オ　統括管理者は、防災センター勤務員に対して避難経路確保に係る訓練を実施する。

⑵　防火区画等の損壊への対応

ア　防火戸及び防火シャッター等の自動閉鎖機能に障害が発生した場合には、手動操作により閉鎖する。

イ　統括管理者は、建物損壊やオフィス家具等の転倒・落下・移動等により防火戸及び防火シャッター等に閉鎖障害が発生した場合は、当該区画内の要避難者の確認及び避難誘導を行う。

⑶　スプリンクラー設備等の損壊の確認及び対応

ア　スプリンクラー設備等の自動消火装置の損壊等が確認された場合は、出火に備え消火器及び水バケツ等を配置するとともに水損防止措置を図る。

イ　スプリンクラー設備等の自動消火装置の損壊等により自動消火の対応ができない区域への立入りを禁止する。

10　ライフライン等の機能不全の対応

⑴　停電の対応

ア　安全防護班は、地震の揺れにより常用電源が遮断された場合は、自家発電設備の始動を確認するとともに、通報連絡班が館内放送等で非常電源への切り替えについて伝達する。

イ　自衛消防活動に必要な携帯用照明器具及び懐中電灯並びに発動発電機、バッテリー等を確保する。

ウ　停電後の常用電源供給による通電火災の防止のため、ブレーカー等の遮断を徹底する。

エ　長時間の停電に備えて必要な燃料の確保及び補給を行う。

⑵　ガス供給停止の対応

ア　安全防護班は、ガス緊急遮断装置の作動確認を行う。

イ　安全防護班は、ガス配管等の損壊の有無を確認し、当該部分等からのガス漏えいを確認した場合は、直近の遮断弁を閉じガスの供給を停止するとともに、周囲の者の速やかな避難及び火気の使用禁止を徹底する。

⑶　断水の対応

ア　統括管理者は、給水管及び防火水槽の損壊等を確認し、消火用水の確保を確認する。

イ　断水が明らかになった場合は、備蓄品の在庫状況を確認し、在館者への飲料水配布を計画する。

⑷　通信障害の対応

ア　通信障害の対応のため、緊急時の通信手段を複数確保するとともに、当該通信手段を本部隊及び地区隊に周知徹底する。

イ　電話による通信は、原則として緊急通信に限るものとし、従業員等の安否確認等は、災害用伝言ダイヤルを活用する。

⑸　交通障害の対応

ア　交通機関の途絶又は道路の通行止め等の情報収集に努め、従業員の参集等に障害が発生した場合には、在館者で充足できる活動態勢を早期に立ち上げる。

イ　交通障害の長期化が予想される場合には、災害復旧活動のために必要な代替の移動手段を確保する。

11　避難誘導

⑴　避難誘導活動要領

ア　統括管理者は、地震の発生後収集した各種情報に基づき、別図の避難判断基準により、避難の要否を判断する。

イ　防災関係機関から避難勧告又は避難命令が出された場合には、アの規定にかかわらず速やかに避難誘導を行う。

ウ　避難誘導を行う際は、視聴覚障害者、外国人等へ配意する。

⑵　避難の実施

ア　統括管理者及び地区隊長は、避難の準備として一時的に身体の安全が図れる場所での待機を指示する。

イ　統括管理者は、全館一斉避難が必要と判断した場合は、階・区画別に避難の順序を決定する。

ウ　避難の開始に当たって統括管理者は、地区隊長と連携して、各階の避難経路に誘導員を配置する。

エ　統括管理者は、自力避難困難者の対応のため、応急救護班から介助要員を指定し、対応に当たらせる。

オ　避難誘導に際して避難誘導班の班長は、逃げ遅れ者の有無を確認し、完全に避難が終了した場合は、本部に避難終了の連絡を行う。

⑶　一時退避場所への避難

②　　　　　は、耐震構造上震度６強程度の揺れに対しての安全の確保が図られていることから、原則として屋外への避難は行わないこととするが、事業所内の天井の落下、収容物の転倒・落下・移動等又は火災の発生等の人命危険が予測される場合には、一時退避場所である　　　　に避難する。

⑷　避難場所への避難

火災の延焼状況及び建物の損壊、倒壊等の状況から危険が切迫している場合は、地域防災計画に定める避難場所へ誘導する。

ア　誘導に際して、避難場所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）までの順路、道路状況、被害状況について説明する。

イ　避難は、徒歩とする。

ウ　避難誘導には拡声器、メガホン、懐中電灯等を活用するとともに誘導員を配置する。

エ　避難に際しては、ブレーカーの遮断及びガスの元栓の閉鎖を行う。

12　消防隊への情報提供

統括管理者は、消防隊の活動が効率的に行われるよう次の情報の提供を行う。

⑴　建物の被害状況（火災の場合は、出火場所）

⑵　人的被害の状況

⑶　自衛消防活動の状況

13　帰宅困難者対策

防火・防災管理者は、地震等による交通障害の発生等により帰宅困難となる従業員及び在館者等の支援のため次の事項を行う。

⑴　各交通機関の運行状況及び被害の発生状況の情報収集

⑵　帰宅困難者への情報の提供

⑶　帰宅困難者の状況の関係機関への報告

⑷　待機場所の設置及び支援物資の配布

14　災害復旧活動

⑴　二次災害の発生防止

防火・防災管理者は、災害復旧に伴う二次災害の発生防止のため次の事項を行う。

ア　火気使用設備器具等、電気器具等からの火災発生防止のため、必要に応じて使用禁止とする。

イ　再供給時の出火防止のため、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する。

ウ　危険物品は安全な場所へ移管し、又は保管場所への立入りを禁止する。

エ　避難経路の確保及び建物内の損壊場所の応急措置を行う。

オ　消防用設備等の使用の可否の確認及び消火器等を安全な場所へ集結する。

カ　エレベーター、エスカレーター、空調設備等の使用再開に備えて安全確認を行う。

キ　給水活動の開始に備え、水道配管等の漏水確認を行う。

⑵　復旧活動上の安全確保

防火・防災管理者は、復旧工事及び建物の使用再開に伴い、次の事項を行う。

ア　復旧作業等の関係者に対する出火防止等の再徹底

イ　復旧作業等の伴う立入禁止区域の設定及び設定の周知

ウ　復旧作業等に伴い変更となる避難経路等の周知

⑶　応急活動終了後の対応

ア　被災後の建物の使用に係る手続き（使用の中止・継続・再開等に係る判断手順等）

イ　応急活動終了後の従業員の体制（帰宅等に係る判断手順等）

ウ　備蓄物資等を転用する場合の手順等

エ　従業員・在館者等で帰宅困難者が多数発生している場合の対応

オ　近隣の防火対象物への応急活動支援

第８　警戒宣言が発令された場合の対策

１　自衛消防組織

東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発令された場合の自衛消防組織の編成及び任務は、別表14の自衛消防組織の任務（任務表）の「警戒宣言が発令された場合の組織編成」及び「警戒宣言が発令された場合の任務」の欄に示す編成及び任務とする。

２　情報の伝達

統括管理者は、警戒宣言が発令されたときは、次により在館者等に情報の伝達を行う。

⑴　情報の伝達に先立ち、地区隊の避難誘導班を退館者の誘導に必要な場所に配置する。

⑵　⑴の配置完了後、在館者等に放送設備を活用して情報を伝達する。

３　避難誘導

統括管理者は、警戒宣言が発令されて避難の必要があると認めた場合は、次により避難誘導を実施する。

⑴　本部隊の避難誘導班は、放送設備を活用して落ち着いて行動するよう呼び掛ける。

⑵　エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

⑶　地区隊の避難誘導班は、非常口、特別避難階段附室前、曲がり角及び行き止まり等に配置する。

⑷　地区隊の避難誘導班は、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛等を活用して避難方向を明確に示し、誘導する。

⑸　地区隊の避難誘導班は、避難終了後、速やかに人員点呼を行い、状況を本部に連絡する。

４　施設の点検及び整備並びに応急対策

⑴　本部隊の初期消火班は、防火対象物及び附属設備（看板、装飾塔等）の倒壊、落下及び転倒防止の措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

⑵　本部隊の安全防護班は、事業所に設置してある火気使用設備器具等の自動消火装置又は燃料の自動停止装置等について確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

⑶　地区隊の初期消火班は、事業所が管理する危険物、劇毒物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の状況を確認し、転倒・落下・移動・浸水などによる出火危険が予測される場合には、必要な措置を行う。

⑷　地区隊の安全防護班は、各事業所のオフィス家具等の転倒・落下・移動防止措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

５　地震による被害の防止措置

統括防火・防災管理者は、地震発生による被害の発生防止措置として、次の事項を指示する。

⑴　出火防止

火災発生のおそれのある火気使用設備器具等は、原則として使用中止とする。

⑵　被害拡大防止

ア　窓ガラス等の破損及び散乱防止措置

イ　オフィス家具等の転倒・落下・移動防止措置

ウ　避難通路の確保

エ　非常口の開放

６　防災訓練の実施

統括防火・防災管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように地域で実施される訓練等に合わせて次の訓練を実施する。

⑴　大規模地震対応総合訓練

⑵　部分訓練

ア　指揮訓練

イ　避難訓練

ウ　救出救護訓練

エ　安全防護訓練

⑶　その他の訓練

７　教育及び広報

統括防火・防災管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように地震予知情報又は警戒宣言発令時の対応に必要な知識及び技術を高めるために防災週間等の期間に次の教育を実施するとともに、関係機関から提供される警戒宣言等に係る資料を活用して防災意識の啓発を図るための広報活動を行う。

⑴　地震予知情報又は警戒宣言発令時の対応

⑵　在館者が守るべき事項

⑶　関係機関の対応

⑷　その他警戒宣言発令時の安全確保のために必要な事項

第９　津波に係る地震防災対策

１　津波情報の収集

統括管理者は、ラジオやテレビの受信体制の確保に努めるとともに地震が発生した場合には、直ちに当該受信体制を強化する。

２　自衛消防組織

津波に係る情報が発表された場合の自衛消防組織の編成及び任務は、別表13と別表14の自衛消防組織の任務（任務表）の「津波警報等が発令された場合の組織編成」及び「津波警報等が発令された場合の任務」の欄に示す編成及び任務とする。

３　避難の命令

統括管理者は、１により津波に関する情報を受信した場合は、直ちに放送設備を活用して在館者に伝達するとともに、指定された高所避難場所への避難を命ずる。

４　防災訓練の実施

統括管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように次の訓練を実施する。

⑴　大規模地震対応総合訓練

⑵　部分訓練

ア　高所避難訓練

イ　指揮訓練

ウ　救出救護訓練

エ　安全防護訓練

⑶　その他の訓練

５　教育及び広報

統括防火・防災管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、迅速かつ適切な活動ができるように必要な知識及び技術を高めるために防災週間等の期間に次の教育を実施するとともに、関係機関から提供される津波発生時の対応に係る資料を活用して防災意識の啓発を図るための広報活動を行う。

⑴　津波の発生が予測される場合の対応

⑵　在館者が守るべき事項

⑶　その他津波からの安全確保のために必要な事項

第10　その他の災害に対する対応

　管理権原者は、地震以外の大規模な事故又はテロ等による毒性物質の発散その他の特殊な災害が発生した場合には、次の対応を行う。

１　従業員等は、テロ等による毒性物質の発散があった場合又は発散のおそれがある場合は、直ちに統括管理者及び防災センターに連絡する。

２　統括管理者は、１の連絡を受けた場合又は大規模な事故等により多数の死傷者等の発生を覚知した場合は、直ちに立入禁止区域を設定し、在館者に避難を命ずる。

３　２の避難に際しては、第７、８、⑶の避難誘導に準じて対応する。

４　統括管理者は、１の情報を直ちに警察等に通報し、その指示に従う。

第11　教育

１　管理権原者の教育

防火・防災管理の最終責任者である管理権原者は、自らの防火・防災管理に係る知識、技術の向上のため、次の事項に取り組む。

⑴　防火・防災セミナー、講演会等への定期的な参加

⑵　自衛消防訓練への参加

⑶　第３、４に規定する防火・防災管理委員会その他の機会を活用して積極的に防火・防災管理者及び統括管理者と定期的な情報交換を行う。

２　防火・防災管理者の教育

防火・防災管理の推進責任者である防火・防災管理者は、自らの防火・防災管理に係る知識、技術の向上のため、次の事項に取り組む。

⑴　防火・防災セミナー、講演会等への定期的な参加

⑵　防火・防災管理再講習の期限内の受講

３　自衛消防組織の要員の教育

管理権原者は、災害時において円滑な自衛消防活動を行うため、自衛消防組織の要員の教育を次により推進する。

⑴　統括管理者及び本部隊の班長等で自衛消防業務再講習の受講が必要な者に対して、講習を受講させる。

⑵　自衛消防組織の充実を図るため、計画的な自衛消防業務講習の受講を推進し、要員の育成に努める。

４　従業員の教育

⑴　教育の実施時期

防火・防災教育の実施時期等は、別表17のとおりとする。

⑵　教育の内容

ア　防火・防災の消防計画

イ　従業員の守るべき事項

ウ　火災発生時の対応

エ　地震時の対応

オ　その他防火・防災管理上必要な事項

５　従業員教育担当者への教育

管理権原者は、従業員の教育に当たる防火・防災管理者、統括管理者、防火・防災担当責任者及び火元責任者に、防火・防災セミナー、講演会等への参加を促すなど従業員の教育のために必要な知識、技術を習得させる。

６　訓練の実施

防火・防災管理者は、全従業員が火災、地震その他の災害等が発生した場合に、迅速かつ適切な活動ができるように次により訓練を実施する。

⑴　総合訓練

ア　火災対応総合訓練

イ　地震対応総合訓練

⑵　部分訓練

ア　指揮訓練

イ　発見通報訓練

ウ　消火訓練

エ　避難訓練

オ　救出救護訓練

カ　安全防護訓練

キ　消防隊への情報提供訓練

ク　ＮＢＣＲ等による災害の対応訓練

⑶　その他の訓練

ア　建物平面図、配置図等を使用した図上訓練

イ　自衛消防組織の編成及び任務の確認

ウ　自衛消防活動の装備品等の取扱訓練

⑷　訓練の実施時期等は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練の種別 | 実施時期 | 備　　考 |
| 総合訓練 | 火災対応 | 月 |  |
| 地震対応 | 月 |
| 部分訓練 | 　　　　　訓練 | 　　　　月・　　　　月 | 必要に応じ実施する。 |
| 　　　　　訓練 | 　　　　月・　　　　月 |

７　訓練時の安全対策

防火・防災管理者は、訓練の指導者を　　　　、安全管理担当を　　　　とし、訓練指導者及び訓練参加者の事故防止を図るため、次により安全管理を行う。

⑴　訓練実施前

ア　訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前点検を行う。

イ　事前に訓練参加者の体調を確認し、訓練に支障があると認めた場合は、必要な指示又は訓練に参加させない等の措置を講じる。

⑵　訓練実施時

ア　使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止し､必要な措置を講じる。

イ　安全管理担当者は、訓練の状況全般を確認できる位置に、また、訓練指導の補助者は、安全管理上必要な箇所に配置し、訓練実施者の各操作の安全を確認する。

⑶　訓練終了後

終了後の資器材収納等においても、手袋、ヘルメット等を着用させるなど安全管理の徹底を図る。

８　訓練の検証

⑴　防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練終了後、直ちに訓練結果についての検討会を開催し、当該検討結果を別表18に記録する。

⑵　防火・防災管理者は、⑴の検討結果から改善事項の抽出を行い、次回の訓練に反映させるとともに必要に応じて消防計画の見直しを行う。

９　訓練実施の通知

防火・防災管理者は、訓練実施に当たって、事前に　　　　　　に通知するとともに従業員等に実施日時、訓練内容等を周知する。

第12　計画の見直し

１　防火・防災管理者は、第11、６に規定する定期的な訓練等の検証結果を踏まえ、本計画の継続的な見直しを行い、防火・防災管理体制の改善に努めなければならない。

２　防火・防災管理者は、１のほか、第３、４に規定する防火・防災管理委員会から計画の見直しを求められ、本計画の記載事項に変更の必要が認められた場合には、本計画を見直さなければならない。

　　附　則

　この計画は、　　　年　　　月　　　日から施行する。